

原発事故損害賠償説明会・個別相談会のご案内

この度の東京電力福島第一原子力発電所の事故で被災され、現在もなお避難生活を余儀なくされている皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

札幌弁護士会と北海道弁護士会連合会は、原発災害により北海道内への避難を余儀なくされている皆様に少しでもお役に立てるよう、「原発事故損害賠償説明会」及び「個別相談会」を企画いたしました。

- とき 平成24年2月18日(土)午後1時～
- ところ 札幌弁護士会館5階会議室(札幌市中央区北1条西10丁目)
※地下鉄東西線西11丁目駅下車 4番出口から北へ200メートル
※屋上に「札幌弁護士会法律相談センター」という広告塔のある青い壁のビルで、1階には郵便局があります。
- 参加費 無料(事前のお申込みは不要です。)

既に公表されている原子力損害賠償紛争審査会の指針や東京電力の賠償基準などの説明会を終えた後、避難指示区域の方・避難指示区域外の方に分かれての個別相談会を予定しています。

- 東電に請求をしたが「結果通知書」をどう判断したらよいか
- これから東電に請求をしたいが具体的にどのようにしたらよいか
- 避難指示区域外からの避難であり、どうすれば良いかわからない
- 全国の被災者の動きを知りたい . . . など

東電への請求につき、何かご不明な点がある方は、お気軽にご参加下さい。

★なお、今回の説明会・相談会は個人の方を対象としております。事業者の方で東京電力に対する損害賠償に関してご相談を希望される方は、別途札幌弁護士会までご連絡下さい。

- 主催 札幌弁護士会
- 共催 北海道弁護士会連合会

※お問合せ先 札幌弁護士会(TEL 011-281-2428)

